

令和 6 年 4 月 3 日

指定旧供給地点小売供給の合併認可について

近畿経済産業局長から、下記事業者による指定旧供給地点小売供給の合併の認可申請に関して、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 28 条第 4 項の規定による、改正前のガス事業法第 47 条の 6 の規定に基づきおこなわれた意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329 資第 5 号。その後の改正を含みます。以下「審査基準」といいます。）における当該許可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、審査基準第 1（14）で準用する審査基準第 1（17）②に適合していると認められましたので、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

記

株式会社エネアーク関西

（法人番号：5120001118733）

株式会社エネアーク和歌山

（法人番号：8170001017671）

(別 紙)

官 印 省 略
20240327近畿第52号
令和6年3月28日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給の合併認可の申請について（回答）

令和6年3月26日付け20240326近畿第39号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給の合併認可については、認可することに異存はありません。